

# 東大阪市男女共同参画推進条例のしくみ

## 7つの基本理念（第3条）

- ① 男女の人権の尊重
- ② 男女の性別にとどまらないあらゆる人の人権への配慮
- ③ 社会における制度又は慣行についての配慮
- ④ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ⑤ 家庭生活における活動と他の活動との両立
- ⑥ 男女の生涯にわたる健康の確保についての配慮
- ⑦ 国際社会の取組への配慮

## 責務（第4条～第7条）

市

市民の  
みなさん

事業者の  
みなさん

教育関係者

性別による差別的取扱い等の禁止  
セクシュアル・ハラスメントの禁止  
ドメスティック・バイオレンスの禁止（第8条）

公衆に表示する情報への配慮  
（第9条）

基本的施策  
（第10条  
～  
第19条）

- ・ 基本計画の策定と公表
- ・ 年次報告書の作成と公表
- ・ 教育及び学習の推進
- ・ 体制の整備
- ・ 拠点施設
- ・ 調査研究
- ・ 広報活動
- ・ 市民などが行う活動への支援
- ・ ドメスティック・バイオレンス等の防止及び被害者支援
- ・ 施策への苦情の申出の処理

東大阪市男女  
共同参画審議会  
（第20条）

## 男女共同参画社会の実現

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会へ！